

災害時等の指定管理者制度導入施設における応急活動に関する基本方針

平成24年5月8日

新宿区区長室危機管理課

新宿区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づく、災害応急活動を行うための施設（以下「災害応急活動施設」という。）のうち、指定管理者制度導入施設における災害時等の応急活動に関しては次のとおりとする。

1 指定管理者制度導入施設における災害応急活動の実施

新宿区（以下「区」という。）は、区内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき（以下「災害時等」という。）において、指定管理者が管理する施設（以下「施設」という。）を災害応急活動施設として開設し、災害応急活動を実施する。

2 災害応急活動体制の確保等

区と指定管理者は、あらかじめ協議の上、災害応急活動の内容について明らかにし、その体制を確保するとともに、円滑な災害応急活動の実施に向け、情報交換及び訓練を協力して行う。

3 災害応急活動の実施

区が施設を災害応急活動施設として開設したときは、当該施設の指定管理者は災害応急活動を行い、又は区が行う災害応急活動に協力する。

また、指定管理者は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、施設を災害応急活動施設として開設し、災害応急活動を行う。

4 費用負担

指定管理者が負担した災害応急活動に係る費用は、区と指定管理者との協議により、法令等の規定及び災害応急活動の内容等を勘案して必要と認められる範囲内において、区が当該災害応急活動に係る費用の全部又は一部を負担する。

5 事業者としての責務

指定管理者は、災害応急活動施設の管理者としての責務その他の地域防災計画に定める事業者の基本的責務を果たさなければならない。